弘前霊園パンフレット広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市が管理する弘前霊園についてのパンフレット(以下「パンフレット」という。)に掲載する広告の取り扱いに関し、弘前市有料広告取扱要綱(平成21年4月14日告示。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、パンフレットのうち市長が指定する場所とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料(消費税額及び地方消費税額を含む)は次のとおりとする。

種類	1枠当たりの大きさ	色数	1枠当たりの掲載料
第1号広告	縦70mm×横80mm	1色	6,000円
第2号広告	縦70mm×横170mm	1色	12,000円

2 広告の掲載ページ数は、最大4ページとする。

(広告掲載の申込み)

- 第4条 広告掲載の申込みは、広告掲載の希望をする1事業者(以下「掲載希望者」という。)につき1枠とする。
- 2 掲載希望者は、弘前霊園パンフレット広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようと する広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

- 第5条 市長は、広告掲載に係る募集期間終了後、要綱に基づき、広告掲載の可否を決定 し、弘前霊園パンフレット広告掲載決定通知書(様式第2号)により掲載希望者にその 結果を通知するものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、 市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出し なければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担と する。
- 3 前条の規定による掲載希望者の件数が募集枠数を超えたときは、市内に主たる事業所 を有する掲載希望者を優先し、抽選により決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則掲載開始期日から1年間とする。ただし、市長が必要と 認める場合はこの限りでない。 (その他)

第7条 その他広告掲載に関し疑義が生じたときは、必要に応じて、広告主と市長で協議する。

附則

- この要領は、平成21年4月20日から施行する。
- この要領は、平成24年5月15日から施行する。
- この要領は、平成25年5月23日から施行する。
- この要領は、平成27年6月12日から施行する。
- この要領は、平成30年9月20日から施行する。
- この要領は、令和元年9月13日から施行する。
- この要領は、令和2年9月11日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条第2項関係)

弘前霊園パンフレット広告掲載申込書

令和 年 月 日

(あて先) 弘前市長

	住所 (所在地)
	氏名 (名称)
申込者	電 話 番 号
	<u>F A X 番 号</u>
	代表者職氏名
	担当者

弘前霊園パンフレットに広告を掲載したいので、弘前霊園パンフレット広告掲載取扱要 領第4条に基づき、下記のとおり申し込みます。

1. 希望する広告の種類

種 類	1枠当たりの大きさ	色数	1枠当たりの掲載料
第1号広告	縦70mm×横80mm	1色	6,000円
第2号広告	縦70mm×横170mm	1色	12,000円

- 2. 広告の内容 別添原稿のとおり
- 3. 添付書類
 - (1) 会社案内、パンフレット等(事業内容のわかるもの)
 - (2) 「市税等納付状況確認に係る同意書」 ※市税等の納付状況を確認するために必要です。

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載事項 とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

弘前霊園パンフレット広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

弘前市長

令和 年 月 日付けで申込みがありました弘前霊園パンフレットへの広告掲載 について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

広告掲載期間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日
広告掲載料						円			
備 考	①令和 市指定 ②広を 多前号 で で 市 は は は は に 生 は は は に ち は は は は は は は は は は は は は は は	金融機関のは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大き	間に納力 こり、対 には変更 を で で で で で で の で の で の で の で の で の で の	しする。 定障が 当すこ 更又は 丘は負す 丘は ままします。	こあと取わる	と認める できこより いもがで と	っときは のとす 、申记 : する。	て、市に つる。 L者に掛	はこの決定

2 掲載しない

理由